

## 離島振興法の期限延長等についての意見書

本県を始め、離島を有する地方自治体においては、離島振興法に基づき策定された各離島振興計画により、離島における人口の著しい減少の防止、定住の促進等を目的として、離島振興のための施策に鋭意取り組んでいるところである。

この法律は、令和4年度末をもって失効することになるが、離島は、他の地域と比較して、人口減少や高齢化が進展していることに加え、以前から交通や医療提供体制の確保が課題とされている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う来島自粛等により多大な経済的影響を受けるなど、産業基盤や生活基盤の地域格差は依然として厳しい状況にある。

一方、ICTを始めとする昨今のめざましいテクノロジーの進展は、オンラインによる遠隔医療や遠隔教育、ドローンによる物資の輸送等を可能にし、離島の地理的制約に伴う課題を解決することが期待されている。

こうした中、交通や医療を始めとする地域格差を是正するとともに、離島が抱える課題を解消するためには、従来の離島振興施策を引き続き推進していくことはもとより、デジタル化などの新たな取組を強力に推進していかなければならない。

よって、国におかれては、離島振興の更なる充実を図るため、単なる現行法の期限延長にとどまらず、ICTやドローン等の新技術の実装など、新しい技術の導入を強力に支援する内容を盛り込んだ離島振興法の改正を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月4日

殿

愛知県議会議長

須崎 かん

(提出先)

衆議院議長  
内閣総理大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣  
デジタル大臣

参議院議長  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
デジタル田園都市国家構想担当大臣